

1 計画の見直しのポイント(国の動向)

(1)第5次障害者基本計画の概要

◆基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

◆計画期間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

◆計画の各論の主な内容(11 の分野)

【①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止】

<社会のあらゆる場面における障害者差別の解消>

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

【②安全・安心な生活環境の整備】

<移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進>

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

【③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

<障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成や

サービスの利用促進>

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

【④防災、防犯等の推進】

＜災害発生時における障害特性に配慮した支援＞

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

【⑤行政等における配慮の充実】

＜司法手続や選挙における合理的配慮の提供等＞

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

【⑥保健・医療の推進】

＜精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消＞

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

【⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進】

＜意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実＞

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

【⑧教育の振興】

＜インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備＞

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進

【⑨雇用・就業、経済的自立の支援】

＜総合的な就労支援＞

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

【⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興】

＜障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備＞

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

【⑪国際社会での協力・連携の推進】

＜文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進＞

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

(2)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正概要

【基本指針の主な見直し事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他:地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 計画課題の整理

第5次てだこ障がい者(児)プランの策定にあたり、障がい者(児)及び一般市民へのアンケート、現計画の施策実施状況と評価、関係機関ヒアリング、国の動向などを踏まえ、以下の8つを障がい者施策の主な課題として整理しました。

①障害者差別の解消及び市民等の障害への理解の促進

- 国の第5次障害者基本計画の11の施策分野の最初に位置付けられており、最も基本的で重要な項目となります。また、今回実施した障がい者(児)アンケートにおいて「社会や行政への要望」の設問で「社会が障がい者に理解と関心をもってほしい」との回答が上位となっていることから、今後とも障害者差別の解消及び理解の促進に向けて、周知啓発をはじめとする取り組みの充実化が求められています。
- 市民等への障害への理解については、当事者及び関係団体ヒアリングにおいても、地域との交流が重要であるとの認識をもっているものの、中々踏み出せない状況も伺えることから、当事者をはじめ、自治会関係者、一般市民との交流の機会の充実が求められています。

②相談支援体制の充実・強化

- 障がい者が、住み慣れた地域で自らの意思や決定に基づき、自立した生活を送っていくためには、身近な地域で相談支援を受けることのできる相談支援体制の充実が、必要不可欠なものだと考えます。
- 本市では、障がい者(児)に対する幼少期から成人期までの一貫性のある継続支援及び地域の相談支援強化を目指し、障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」が建設され、相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターの設置はじめ、相談支援事業所による様々な相談対応が実施されているところです。今後とも関係機関等との連携強化を図り、さらなる相談支援体制の充実が必要となっています。
- 「高齢、障害、子ども、生活困窮」の各制度における相談や参加支援、地域づくり関連の事業・仕組みについて、属性・世代を問わないで実施する体制構築を図ることを目的とした「重層的支援体制整備事業」については、県内市町村においても取り組みが進みはじめているところです。本市においても、現在、体制構築に向けた取り組みが進められており、一層の推進が必要となっています。

③「地域生活支援拠点等」の機能の充実化

○障害福祉計画において、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能からなる「地域生活支援拠点等」は整備が行われ、今後は機能の充実化に向けた取り組みの推進が必要となっています。

④情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう取り組んでいくことが求められています。

○本市では、ホームページ等において伝わりやすい表現や音声変換への対応、声の広報をはじめ、意思疎通支援事業、手話奉仕員やきこえのサポーター、音訳ボランティアなどの人材育成などの取り組みを進めてきているところです。今後とも円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、取り組みの充実化が必要となっています。

⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○本市においては、精神障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしい生活をおくることができるよう「医療」、「障害福祉」、「介護」、「住まい」、「社会参加（就労）」、「地域の助け合い」、「教育」が包括的に確保されたシステムの構築を目指していくため、「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」を図ることを目標として意見交換などの取り組みを進めていましたが、未設置の状況であるため、設置に向けた取り組みを推進することが求められています。

⑥成年後見制度の利用促進に向けた体制等の充実

○成年後見制度は、認知症をはじめ、その他障がいによって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を成年後見人が行う仕組みであり、本市においては、適切な取り組みを進めていくため、令和4年3月に「浦添市成年後見制度利用促進計画」を策定しています。

○今後は、策定した計画に基づき、地域連携ネットワークの中核となる中核機関の設置をはじめ、中核機関を事務局とした協議会の開催を図っていくなど、取り組みを推進していくことが求められています。

⑦就労支援・地域移行に対する支援等、障害福祉サービスの充実

- 障害福祉サービスについては、関係団体ヒアリングにおいて「特に遅れているとは感じない」との回答もあり、必要とするサービスを利用できる状況が構築されてきています。
- 地域生活への移行については、居宅生活を支えるサービスや居住サポート事業などに取り組み、福祉施設から地域生活への年間移行者数は、「令和5年度に10人」の目標に対し、「12人」となっています。また、一般就労の移行に対する支援については、「令和5年度には福祉施設から一般就労への移行者の伸びが令和元年度の1.04倍」との目標を掲げていましたが達成できていない状況であるなど、今後ともさらなる取り組みの充実化が必要となっています。
- 障がい当事者へのアンケートにおいては、働いていない理由として、「障がいにより、できる仕事がない」との回答割合が多く見られる一方で、「求職中・職場訓練中」または「働きたいがどこに相談していいのかわからない」といった就業意欲の高い方も一定数見られます。また、働くための環境整備としては「経営者・職場の人が障害に理解があること」との回答が最も多くなっていることから、今後も、浦添市障がい者自立支援協議会の部会等を通し、就労に関する関係機関との連携の強化を図るとともに、市内の企業や関係団体への周知などの取り組みを推進していく必要があります。
- 障がい者の地域移行の推進を図るためには、安心して暮らせる住まいの確保は重要な要素であることから、「居住サポート事業」や「市営住宅を活用した住まいの確保」に取り組んでいるところですが、市営住宅はほとんど空きがない状況となっていることから、今後もさらなる取り組みの充実化が求められています。

⑧防災対策の充実

- 障がいのある方は、その特性から災害時に自身で避難することが難しい方も多いことから、安心して地域で暮らしていくためには防災対策の充実が求められています。
- 本市の防災対策は、「浦添市地域防災計画」に基づき、危険箇所の把握・周知をはじめ、避難所の指定(福祉避難所含む)・周知、自主防災組織の育成、意識啓発、備蓄の推進、災害発生時の対応など総合的な取り組みが進められており、今後とも計画的で継続した取り組みが求められています。
- 現在、災害時に自身で避難することが難しい方を対象とした避難支援に関する取り組みを整理する「避難行動要支援者避難支援計画」の策定に向けた取り組みが進められており、今後はこの計画に基づいた避難支援に関する具体的な取り組みの推進が必要となっています。

3 計画の基本理念・基本目標

(1)計画の基本理念(めざす姿)

1)上位計画等での位置づけ

障がい者(児)を取り巻く社会的な動向を踏まえ、上位計画等では、以下のような方向性が示されています。

①障害者基本法(第1条目的)

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

②国の第5次障害者基本計画の基本理念

基本的人権の尊重を前提としつつ、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

③本市の総合計画における位置づけ

本市における最上位計画である総合計画においては、まちづくりの基本理念を「人間尊重」・「自立」・「平和」とし、福祉部門のまちづくりの方向として、「やさしさあふれる健康福祉都市～ともに生き、支え合う・認め合う心豊かなまち」と位置付けられています。

2)第5次てだこ障がい者(児)プランの基本理念

障害者基本法をはじめ、国の障害者基本計画、本市の上位計画などの動向を踏まえて、設定していくものとします。

◆上位計画等のキーワード

法制度及び国の計画:「基本的人権の尊重」、「共生社会の実現」、「自己の意思に基づく決定」、
「自立と社会参加の促進」、「社会的障壁の除去」
本市上位計画:「人間尊重(基本的人権の尊重)」、「ともに生き、支え合う・認め合う」

上記の上位計画等のキーワードを踏まえ、本計画の基本理念(計画の土台となる考え方・方向性、めざす姿)を以下のとおりとします。

<基本理念>

社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いを認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。

◆基本理念の語句の意味

「社会的障壁を除去しつつ」とは

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような「①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)」「②制度(利用しにくい制度など)」「③慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)」「④観念(障がいのある方への偏見など)」をなくし、住みよい環境づくりを推進していくことを意味しています。

「すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いに認め合いながら」とは

障がいの有無に関わらず、一人の人間として人権が尊重され、障がいがあるという理由で、差別されたり、偏見を持たれたりすることなく、お互いを尊重しあえる地域社会をめざすことを意味しています。

「安心して生活ができ」とは

障害の種類や状況に関わらず、生活に必要な情報が容易に入手できるとともに、気軽に相談できる環境があり、その人の状況に応じた医療やサービスなどの支援を活用しながら、自らの意思で自立した生活を送ることができる地域社会をめざすことを意味しています。

「育ち、学び」とは

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもにとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることが大切であるとともに、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成育段階に応じた一貫した支援が行われることが重要となることから、子ども期からの切れ目のない支援を推進していくことを意味しています。

「働き、楽しみ、参画し」とは

たとえ障がいがあっても、それぞれの個性や能力を発揮して働き、スポーツ・文化芸術活動などの趣味や余暇活動などの楽しみをもち、地域活動などへ参画することができる環境づくりを推進していくことを意味しています。

「互いに支えあえる地域社会」とは

障がいの有無により、「支える側」「支えられる側」という立場に分けることなく、それぞれの個性や能力に応じて、できる範囲で互いに協力しあって、暮らしていける地域づくりを推進していくことを意味しています。

(2)基本目標

「社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いを認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。」という基本理念のキーワードである「安心して生活できる環境(暮らし)」「子ども期からの支援(育ち・学び)」「働き、楽しむ、参画する」「互いに支えあえる地域社会」の4つを基本目標として位置付けます。

また、障がい者(児)及びその家族の各ライフステージにおける生活の視点となる「暮らす」「育ち・学び」「働く」「楽しむ」「参画する」の5つの視点との関連も整理しています。

1 安心して暮らせる生活基盤の充実

～情報提供、相談体制の充実、福祉サービスの充実、権利擁護など～

【生活の視点:暮らす】

障がい者(児)及びその家族が安心して暮らしていくため、障がいの種別や障がいの特性に配慮し、必要な情報が容易に入手できるよう、多様な媒体・手段を活用することで情報アクセシビリティの向上をはじめ、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供体制及び意思疎通支援体制の充実を図るとともに、生活上での不安や悩みを解消したりできるよう、基幹相談支援センター「てだこの森」を中心に、関係機関と連携した身近な所での相談体制の充実を図ります。

加えて、地域社会の中でいきいきと自立した生活を送るために、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスを活用できるよう、福祉サービス事業者などの関係機関との連携のもと、福祉サービスの充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供においても、関係機関と連携し体制を強化していきます。

また、障がいのある方の意思決定支援の在り方や、成年後見制度利用促進計画に基づいた、中核機関の設置など、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを推進するとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じた、障がい者虐待の防止について、関係機関との連携を図っていきます。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住まいの確保は重要な要素であることから、居住支援に関する取り組みの充実を図ります。

これらの取り組みを推進し、本市に暮らす障がい者(児)が、どんなに重い障害があっても地域で生活できるよう、暮らしを支える生活基盤の充実を図ります。

2	子ども期からの一貫した支援の推進 ～早期からの支援から療育・保育・教育の充実～ 【生活の視点:育ち・学び】
<p>発達の遅れや偏り、障がいのある子ども(医療的ケア児含む)にとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることは、健やかに発達を促しつつ、自立した社会生活を送る上で重要であることから、発達の遅れや偏りなどの早期発見から支援へのつながりがスムーズにいくよう、福祉や教育などの関係機関と連携した体制の充実を図ります。</p> <p>障がいのある子どもについて、乳幼児期から学齢期、学校卒業後までの各ライフステージにおいて、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関や事業所等と連携しながら、保育・療育・教育環境の充実を図るとともに、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対しては、保健・医療・福祉・保育・教育の各関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制強化を図ります。</p> <p>これらの取り組みの充実化を図り、発達の遅れや障がいのある子どもについて、早期からの一貫した支援の推進を図ります。</p>	

3	働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進 ～雇用・就労の取り組みの充実から地域活動などの社会参加の促進など～ 【生活の視点:働く、楽しむ、参画する】
<p>障がいのある方が自立した生活を送るとともに、社会参加をする上で、雇用・就労の促進は重要な要素となります。働く意欲のある障がいのある方が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、就業相談機能の充実や、教育機関をはじめ、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携のもと、一般就労を希望する方には、可能な限り一般就労ができるよう支援を図るとともに、一般就労が難しい方においては、福祉的就労の場の確保をはじめ、訓練の機会の確保など、障がいのある方の就労に向けた必要な支援や、職場への定着の支援など、サポート体制の充実を図ります。また、市をはじめとする公的機関における雇用の促進をはじめ、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就業に向けてのサポート体制の充実を図ります。</p> <p>また、障がいのある方にとって、学習や、スポーツ、文化芸術、趣味や余暇活動、地域活動などでの交流を通して、仲間づくりや、いきがいづくりにもつながることから、活動機会や活動拠点の充実をはじめ、スポーツ大会への派遣支援や生涯学習内容の充実を図るなど、各種活動への支援を推進していきます。</p> <p>これらの取り組みの充実化を図り、障がいのある方が、個々の特性や能力に応じて希望する働き方で働き、スポーツや趣味を楽しみ、地域活動などへ参画できる環境づくりを推進していきます。</p>	

互いに支えあえる地域づくりの推進

～障害への理解促進から防犯・防災対策、支え合い活動の推進など～

【生活の視点:暮らす、参画する】

互いに支えあえる地域づくりを推進するためには、障がい及び障がい者(児)への理解を深める取り組みが重要となることから、市民への広報啓発活動をはじめ、学習機会の充実を図るとともに、子どもの頃から可能な限り障がいについての理解と認識を深めるための福祉教育を推進し、障がいに対する偏見や特別視することのない「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。

障がいのある方の社会参加を支援するため、誰もが利用しやすい道路をはじめ、公共建築物等のバリアフリー化を推進するなど、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進します。

また、障がいがあっても、地域社会において、安全で安心して暮らすことができるよう、災害時などの緊急事態に備え、適切な情報伝達や避難誘導をはじめ、福祉避難所の指定、避難所での配慮などの支援体制を強化するとともに、地域における日ごろからの防犯対策を関係機関と連携して推進し、消費トラブルの防止に取り組みます。

障がいのある方の社会活動や地域づくりへの参加促進には、地域のボランティアは必要不可欠であることから、ボランティア人材の確保と活動への参加支援を推進するとともに、障がいのある方の重度化・高齢化、さらに親亡き後を見据え、緊急時などにおける迅速な対応や将来を見据えた働きかけなどの支援体制が地域で構築できるよう取り組みを推進します。

これらの取り組みの充実化を図り、互いに支えあえる地域づくりを推進していきます。

4 施策の体系

第5次でだこ障がい者(児)プランの施策の体系は以下のとおりです。

■第5次でだこ障がい者(児)プランの施策の体系

基本理念:社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いを認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。				
基本目標	生活の視点	取組方針	基本施策	頁
目標1 安心して暮らせる生活基盤の充実	暮らす	方針1 必要な情報が得やすく、気軽に相談できる！	(1)わかりやすい情報提供と意思疎通支援の推進	28
			(2)相談体制の整備と機能強化	30
		方針2 保健・福祉サービス等が利用しやすくなる！	(1)生活習慣病等を起因とする障害の発生予防	32
			(2)保健医療関係機関との連携	33
			(3)福祉サービス等の充実	34
			(4)福祉人材の確保、育成	39
		方針3 サービスが安心して利用できるよう権利が守られる！	(1)権利擁護の仕組みの充実	39
		方針4 安心して暮らせる住宅が確保しやすくなる！	(1)居住支援に関する取り組みの充実	41
(2)住宅改修の促進	42			
目標2 子ども期からの一貫した支援の推進	育ち、学び	方針1 早期から適切で一貫した支援が受けられる！	(1)発達遅れなどの早期発見と成長支援の体制の確立	43
			(1)児童発達支援センターを中心とした療育体制の充実	45
		方針2 育ち、学び、社会生活の力をつける！	(2)就学前保育・教育の充実	46
			(3)学校教育等の充実	47
目標3 働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進	働く楽しむ参画する	方針1 希望する雇用・就労につける！	(1)就労支援の拡充	49
			(2)働く場の確保	50
			(3)家族介護者の仕事と家庭の両立支援	52
		方針2 地域活動等に参加しやすくなる！	(1)地域活動・社会貢献活動への参加促進	53
方針3 趣味やスポーツ等が楽しめる！	(1)学習・スポーツ・文化活動・余暇活動の充実	54		
目標4 互いに支えあえる地域づくりの推進	暮らす参画する	方針1 障害への理解が深まる！	(1)障害への理解を深める広報・啓発活動の充実	56
			(2)障害への理解を深める学習機会の充実	57
		方針2 公共施設等が利用しやすくなる！	(1)人にやさしい福祉のまちづくりの推進	58
		方針3 緊急時でも落ち着いて対応できるように！	(1)防犯・災害時対策等の充実	59
			方針4 地域で、できる範囲で役割を担い、活動する！	(1)ボランティアの人材確保と活動への参加促進
		(2)障がい者関連団体・機関との連携強化		61
		(3)市民参加による地域での障がい者支援体制の充実強化		62

5 重点施策

本市では、これまで自立しようとする障がい者が、まず「自立への第一歩」を踏むことができるよう、「相談」・「居住」・「就労」について重点的に取り組んできたことを今後も継続的に取り組むとともに、当事者アンケート調査、関係団体ヒアリングなどを踏まえ、各基本目標における重点施策を以下のとおり設定します。

なお、「関連施策 No」とは、28 ページからの具体的な取り組みごとに振られている番号となっています(★を記載)。

基本目標1:安心して暮らせる生活基盤の充実

重点施策1 ⇒ いつでも相談できる関係づくりに向けて取り組む

- 一般相談支援事業所の周知を図る
- 特定相談支援事業を推進する
- 障害児相談支援援助を推進する
- 権利擁護の推進
- 虐待についての相談及び指導・助言の充実に努める

【関連施策 No】 11)、13)、14)、41)、42)、44)

重点施策2 ⇒ 地域生活への移行に向けて取り組む

- 居宅生活を支える訪問系サービス・日中活動系サービスの提供
- 居住サポート事業の推進と周知を図る
- 宿泊体験事業の周知及び利用促進を図る
- 地域生活支援拠点整備事業の推進

【関連施策 No】 22)、23)、24)、34)、45)

基本目標2:子ども期からの一貫した支援の推進

重点施策1 ⇒ 早期からの支援の推進

- 発達障がい児(者)支援のための拠点周知を図る
- 発達相談の推進
- 医療的ケア児とその家族の支援体制の構築

【関連施策 No】 51)、53)、55)、57)

基本目標3:働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進

重点施策1 ⇒ 就労が継続できるための支援

- 浦添市障がい者自立支援協議会の部会において就労支援の効果的な方策を検討する
 - 障がい者雇用に関する事業所への支援策の周知を図る
 - 浦添市雇用対策協定に基づく取り組みにより、雇用促進を図る
- 【関連施策 No】 69)、74)

基本目標4:互いに支えあえる地域づくりの推進

重点施策1 ⇒ 障がいへの理解を深め、差別を解消する

- 広報や啓発活動を通し、障害への理解を深める
 - 差別に対する相談対応・解決に努める
 - 沖縄県共生社会条例の普及を図る
 - 浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の推進・普及を図る
 - 人にやさしい福祉のまちづくりの推進
- 【関連施策 No】 85)、86)、87)、88)、89)、93)、94)

重点施策2 ⇒ 誰もが住みよい地域をつくる

- 災害時でも安心して暮らせる支援体制の構築
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議に取り組む
 - 共生社会の実現に向けた取り組みを図る
- 【関連施策 No】 98)、99)、106)、107)

6 基本目標ごとの取り組みの評価指標について

本計画において、各基本目標の基本方針ごとの取り組みを実施したことによる効果を測る指標を以下のように設定します。

基本目標1:安心して暮らせる生活基盤の充実

◆基本方針1:必要な情報が得やすく、気軽に相談できる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「計画相談支援」利用者の満足度	当事者アンケート調査	82.1%	現状より増加

◆基本方針2:保健・福祉サービス等が利用しやすくなる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
福祉サービスの満足度 (サービスを利用している方のみ)	当事者アンケート調査	68.3%	80%

◆基本方針3:サービスが安心して利用できるよう権利が守られる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
成年後見制度に関する中核機関の設置	-	未設置	令和6年設置

◆基本方針4:安心して暮らせる住宅が確保しやすくなる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
居住支援協議会の設置	-	未設置	設置

基本目標2：子ども期からの一貫した支援の推進

◆基本方針1：早期からの適切で一貫した支援が受けられる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「発達障がい児の早期からの支援体制」への満足度	当事者アンケート調査	-	70%

◆基本方針2：育ち、学び、社会生活の力をつける！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「浦添市は障がい児にとって住みやすいと思う」との回答割合	当事者アンケート調査	-	70%

基本目標3：働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進

◆基本方針1：希望する雇用・就労につける！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
普段の過ごし方で「働いている」との回答割合	当事者アンケート調査	36.9%	現状より増加

◆基本方針2：地域活動に参加しやすくなる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「この1年間で地域のイベントや企画に参加したり、協力したことがあったか」との回答割合	当事者アンケート調査	-	20%

◆基本方針3：趣味やスポーツ等が楽しめる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「この1年間でスポーツ大会に参加した」との回答割合	当事者アンケート調査	5.1%	現状より増加

基本目標4:互いに支えあえる地域づくりの推進

◆基本方針1:障害への理解が深まる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「社会が、障がい者に理解と関心をもってほしい」との回答割合	当事者アンケート調査	51.5%	現状より改善

◆基本方針2:公共施設等が利用しやすくなる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「道路や市役所などの公共施設が利用しやすい」との回答割合	当事者アンケート調査	-	60%

◆基本方針3:緊急時でも落ち着いて対応できるようになる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
災害時に「避難先が分からない」との回答割合	当事者アンケート調査	29.1%	現状より改善

◆基本方針4:地域でできる範囲で役割を担い、活動する！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「この1年間でボランティア活動に参加した」との回答割合	当事者アンケート調査	2.4%	現状より増加

7 計画を推進するために

(1)第5次てだこ障がい者(児)プランの周知

多くの市民や事業者、関係機関などが本計画に対する理解を深め、計画目標に向けた各取り組みに積極的に参画できるようにしていくとともに、地域の特性に応じた取り組みが展開できるよう、広報うらそえや市ホームページ、地域活動等を通じて本計画の周知に努めます。

(2)計画への意見反映と推進体制

本計画は、行政を始め、当事者、事業者、各分野における関係機関の意見を反映させながら、より充実した障がい者及び障がい児福祉施策となるようにしていく必要があることから、計画の見直し時等において、意見聴取を行い、意見・助言を踏まえて策定していきます。

また、本計画は、保健福祉分野にとどまらず、教育・住まい・就労・生活環境など、多様な分野にわたっているため、それぞれの関係機関が連携して計画の実現に向けて取り組むことが重要です。

そのため、以下の会議を中心に、庁内の関係各課における取組状況を把握し、関係機関相互の連携の強化を図り、地域における障がい者(児)等への支援体制の整備が推進されるよう協議を深め、事業実施に向けて取り組みます。

①浦添市福祉保健推進協議会

学識経験者や関係機関において構成され、市長の諮問に応じ本計画全体の進行状況の確認や見直し等について審議し答申を行う場

②浦添市障がい者自立支援協議会

各分野ごとの部会にて構成され、地域における障がい者(児)等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域における障がい者(児)等の支援体制の整備につなげる取り組みを進める場

③浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会

手話言語等コミュニケーション手段を利用する当事者、手話通訳者、要約筆記者、音訳・点字通訳者、学識経験者等で構成され、市長の諮問に応じ本計画の手話言語等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進について、施策の評価や見直し等について審議し答申を行う場

(3)計画の進行管理

本計画の推進に向けて、様々な分野で業務改善などに広く活用されているマネジメント手法であるPDCAサイクルの導入により効果的な進行管理を行います。また、計画の中間年(3年毎)には「浦添市福祉保健推進協議会 専門部会」へ施策の実施状況や指標の達成状況について報告するなど、点検・評価を実施し、着実な計画の推進を図ります。